

よくある質問

Q1 花苗の配布に応募したいのですが、どうしたらいいのですか？

A 花苗等配布申請書(様式第1号)を開成公民館に提出してください。手続きの実際ですが、[パソコンから様式第1号を印刷\(開成～つながるさがし→暮らし・環境、をクリックして様式を印刷\)](#)するか、又は、開成公民館に置いてありますのでご利用ください。

申請書が提出され配布団体として決定後、代表者に花苗等配布決定書(様式第2号)を送付することでお知らせします。

Q2 ボランティア団体ですが、「花のあるまちづくり」に参加するため結成した場合も配布申請ができるのですか？

A はい、できます。今回の「花のあるまちづくり」が契機となって、地域に花のある風景が広がっていくことを期待しています。

Q3 ボランティア団体とは、何人以上の団体ですか？

A 「花のあるまちづくり」では、多くの方々に参加して頂きたいとの思いから、3人以上であれば、ボランティア団体として花苗の配布申請ができます。

Q4 花苗は、いつ、どこに受け取りに行ったらいいのですか？

A チラシに記載されているように10月24日(日)、9時30分から10時30分までの間に、開成公民館まで取りに来てください。その際、肥料(1袋)と牛糞堆肥(1袋)も配布します。

Q5 花苗を植える場所は決まっているのですか？

A はい。公民館の花壇、地域の公園や道路沿いなど公共的な場所に植えてください。私有地は対象外です。

関連して、佐賀市の花づくりボランティア登録団体は、「花のあるまちづくり」の支援対象となっていませんが(Q9参照)、植栽場所については、自治公民館の花壇など花づくりボランティア登録団体と同じ場所でも構いません。

Q6 花苗の希望はできますか？

A 個別にご希望をお聞きすることはできかねます。ご理解ください。

園芸業者さんにビオラ、アリッサム、キンギョソウなど5種類の花苗を選定してもらい、予定では2ケース、50ポットを超える花苗を配布できると思います。

Q7 活動後、いつまで報告しなければならないのですか？

A 植栽が終わったら、10月29日(金)までに植栽後の写真を付けた活動報告書(様式第3号)を、必ず開成公民館に提出してください。

Q8 開成まちづくり協議会 生活・環境部会(以下「まち協」と呼称)の「花のあるまちづくり」は、佐賀市の花づくりボランティア団体への支援とどう違うのですか？

A どちらも花苗など緑化資材を支援する点は同じですが、根本的に異なるのは、佐賀市の方は継続して取り組むことが対象となるのに対し、まち協の方は、今回だけやってみようという場合も対象となります。

この趣旨は、今回の取り組みが契機となって、ボランティア団体の継続的な活動につながれば、「花のあるまちづくり」が広がっていく、との思いが込められています。

したがって、来年度以降も引き続いて取り組んでいかれるのであれば、佐賀市(緑化推進課)に「花づくりボランティア団体」(5人以上必要)として登録申請を行ってください。

また、支援額ですが、佐賀市の方は春と秋の年2回計5万円程度、まち協の方は年1回の5千円程度(別途、肥料千円程度)となっています。

さらに、ボランティア団体の人数ですが、佐賀市の方は5人以上となっており、まち協の方は3人以上となっています。

Q9 まち協の「花のあるまちづくり」は、佐賀市の花づくりボランティア登録団体を支援対象とされていませんが、その理由は何ですか？

A どちらも花苗など緑化資材を支援することでは同じですので、重複しないよう、また、多くの団体に支援できるよう、まち協では佐賀市の花づくりボランティア登録団体を支援対象としていません。ただし、現在、活動を休止されている登録団体は、応募できますのでお気軽に相談してください。

Q10 「花のあるまちづくり」の取組みは、今後も引き続き実施するのですか？

A まち協では、他にも取り組むべき課題が数多くありますので、単年度事業と考えています。